

令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、危険ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、危険ブロック塀等を撤去する者に対し、予算の範囲内において令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険ブロック塀等 倒壊の危険性があり、かつ、倒壊によって通学路又は結城市地域防災計画に定める緊急輸送道路（以下「通学路等」という。）を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認める組積造又は補強コンクリートブロック造の塀であって、市内に存するものをいう。
- (2) 対象危険部分 危険ブロック塀等のうち、道路面からの高さが80センチメートルを超えている部分をいう。
- (3) 通学路 結城市立小中学校の通学路及び市長がこれに準ずると認める道路をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、危険ブロック塀等の全部又は一部（対象危険部分の全部の撤去を含むものに限る。）を撤去するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、危険ブロック塀等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の対象としないものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第7項の規定による命令を受けているとき。
- (2) 不動産業者等が営利を目的として所有する土地に存するとき。
- (3) 既にこの要項による補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等と同一の敷地に存するとき。
- (4) 当該危険ブロック塀等の撤去費用について、他の助成金等の対象経費となっているとき。
- (5) その他市長が特に補助金の交付対象として不適当と認めるとき。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、危険ブロック塀等の所有者又は共有者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請をする者に市税の滞納がないこと。
- (2) 結城市暴力団排除条例（平成24年結城市条例第3号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しないこと。

(施工事業者の要件)

第5条 補助対象事業は、次に掲げる要件を満たす者が施工しなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第12項に規定する解体工事業者であること。
- (2) 市内に本店、支店若しくは営業所を有する者又は市長が特に認める者であること。
- (3) 施工事業者並びにその代表者及び従業員が、暴力団排除条例第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、危険ブロック塀等の全部又は一部の撤去に直接要する経費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額又は当該撤去する危険ブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円（当該撤去部分の高さが1メートル以下の場合は7,000円）を乗じて得た額のいずれか低い額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、10万円を限度とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

- 2 補助対象事業に係る危険ブロック塀等が共有物であるときは、前項の規定による申請をする者は、当該申請に関して他の共有者の同意を得なければならない。
- 3 交付の申請をする者は、次条の規定による交付の決定を受ける前に工事に着手してはならない。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、申請書及び関係書類の確認、必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定するときは、必要な条件を付することができる。

（変更の申請）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金事業内容等変更承認申請書（様式第3号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をしようとするとき。
- (2) 補助対象事業に要する経費の変更をしようとするとき。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その可否を令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金事業内容等変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長が定める期日までに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書及び関係書類の確認、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書（様式第7号）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）この要項の規定又は第9条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

（3）その他市長が交付決定を取り消し、又は交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることが適当と判断したとき。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

結城市長 様

申請者 住所
氏名
電話

令和 5 年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書

令和 5 年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金の交付を受けたいので、令和 5 年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要項第 8 条第 1 項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助対象事業の概要等

危険ブロック塀等の所在地		
危険ブロック塀等の概要	構造	組積造・補強コンクリートブロック造
	面する道路	通学路・緊急輸送道路
	道路面からの高さ	m
	撤去予定部分の高さ	m
	撤去予定部分の延長	m
施工予定事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	建設業の許可番号又は解体工事業の登録番号	
補助対象事業の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
撤去工事に係る総額	円	
補助対象経費	円	

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 付近見取り図
- (2) 配置図等（危険ブロック塀等の位置、延長、道路面からの高さ等を示したもの）
- (3) 危険ブロック塀等の現況写真（カラーで全景及び危険箇所が確認できるもの）
- (4) 撤去に要する費用の見積書（内訳の明細及び施工事業者の押印のあるもの）の写し
- (5) 危険ブロック塀等が存する土地の登記事項証明書
- (6) 危険ブロック塀等が共有物である場合にあっては、当該申請に関する他の共有者の同意書
- (7) 市税等納付状況に関する承諾書
- (8) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

結城市長

令和 5 年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付（不交付）決定
通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、令和 5 年度結城市危険ブ
ロック塀等安全対策事業補助金交付要項第 9 条第 1 項の規定により次のとおり交付する
（交付しない）ことに決定したので通知します。

1 交付する

（1）交付決定額 金 円

（2）交付決定の内容

（3）交付の条件

2 交付しない

理由

No

--	--	--	--	--	--

結城市長 様

申請者 住所
氏名
電話

令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金事業内容等変更承認
申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助金について、
下記のとおり事業内容等を変更したいので、令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策
事業補助金交付要項第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

第 号
年 月 日

様

結城市長

令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金事業内容等変更承認
（不承認）通知書

年 月 日付けで事業内容等の変更の申請のあった補助金については、令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要項第10条第2項の規定により、年 月 日付け 第 号による交付決定を次のとおり承認する（承認しない）ことに決定したので通知します。

- 1 承認する
変更の内容

- 2 承認しない
理由

No

--	--	--	--	--	--

結城市長 様

申請者 住所
氏名
電話

令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助金に係る補助対象事業が完了したので、令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要項第11条の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定額 金 円

2 実績額 金 円

3 添付書類

- （1）補助対象事業に係る契約書又はこれに類するものの写し
- （2）補助対象事業に係る領収書等の写し
- （3）補助対象事業に係る工事の施工前、施工中及び施工後の写真（カラーで全景が確認できるもの）
- （4）その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

結城市長

令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要項第12条の規定により、次のとおり補助金の額を決定したので通知します。

補助金の確定額 金 円

No.

--	--	--	--	--	--

結城市長 様

請求者 住所
氏名
電話

令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった補助金について、令和5年度結城市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要項第13条の規定により次のとおり請求します。

なお、結城市が次の金融機関の口座に補助金を振り込んだときは、受領したものと認めます。

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金種目	普通・当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義人は、請求者と同一であること。